

企画競争実施の公示

令和4年9月9日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長 大庭 靖貴

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名 令和4年度佐世保港地域活性化方策整理業務

(2) 業務内容

本業務は、佐世保港において、港を中心として地域を活性化させるための活用方策等について、さまざまな意見を聴取し整理を行うものである。

(3) 履行期限 令和5年3月17日

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」のA、B、C又はD等級に格付された九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

上記の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ所定の期限までに競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

九州地方整備局 総務部 経理調達課 契約企画係

電話092-418-3345

(3) 企画提案書の提出期限の日から契約締結日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 技術者等に関する要件

本業務を執行するために必要な「経験」を持った者が、配置される予定であること。

① 配置予定技術者に必要とされる同種業務又は類似業務の実績

配置予定技術者は、平成24年度以降公示日までに完了した以下に示す「同種業務」又は「類似業務」の実績を有さなければならない。

同種業務：港湾の地域活性化に関する意見等聴取を伴う整理業務

類似業務：港湾の地域活性化に関する資料整理業務

(5) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者は、上記(4)①配置予定技術者に対する要件に示される「同種業務」又は「類似業務」について、平成24年度以降に完了した業務の実績を有さなければならない。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙1）」を発注者に提出し、見積書の提出期限までにその同意を得ていること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒850-0961 長崎市小ヶ倉町3-76-72

国土交通省 九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所 品質管理課

電話095-878-5244 E-mail nakashima-y89tm@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年9月9日から令和4年11月7日までの土曜、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

なお、交付を受けた説明書を第三者に再交付してはならない。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和4年9月30日16時30分まで（期限内必着）(1)に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所 無

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。

(9) 見積参加者は、「情報保全に係る履行体制に関する誓約事項（別紙2）」を承諾の上、見積書を提出しなければならない。